

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

ページ

告 示

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (NPO活動促進室) 一
- 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (障害福祉課) 一
- 漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果(区域内特定養殖業者) (農林水産経営支援課) 一
- 公有水面埋立ての免許出願書及び関係図書の縦覧 (港湾課) 二
- 県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程の一部を改正する告示 (会計課) 三
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定 (情報システム課) 三
- 開発行為に関する工事の完了 (建築宅地課) 三
- 定期監査結果に対する措置の公表 四

告 示

○宮城県告示第四百八十五号
特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第三項の規定により次の特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項で準用される第十条第二項の規定により告示する。

平成二十年四月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人エコショップかくた

一 代表者の氏名 古積 恭子

二 主たる事務所の所在地 角田市角田字町二百二十三番地一
三 定款に記載された目的 この法人は、環境負荷の軽減に向けて、ごみの減量化と有効利用を図るため、紙類の分別収集及び古紙再生品の利用促進並びに生ごみ肥料の促進を主としたリサイクル活動に関する事業等を行い、環境保全に寄与することを目的とする。

四 申請のあった年月日 平成二十年四月四日

○宮城県告示第四百八十六号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十年四月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| 事業所番号 | 事業所の名称及び所在地 | 指定障害福祉サービスの種類 | 設置者名 | 指定年月日 |
|------------|----------------------------|---------------|----------------|---------------|
| ○四一〇三〇〇一八〇 | さくら学園 塩竈市杉の入四・三八 | 就労移行支援 | 社会福祉法人 嶋福祉会 | 平成二十年 四月一日 |
| ○四一〇九〇〇〇八八 | さくらんぼ 多賀城市栄一・一・二十五 | 就労継続支援A型 | 社会福祉法人 嶋福祉会 | 平成二十年 四月一日 |
| ○四二二六〇〇一六五 | 梨花 宮城県利府町加瀬字 川迎二十八・一 | 就労継続支援B型 | 社会福祉法人 嶋福祉会 | 平成二十年 四月一日 |
| | | 就労継続支援B型 | 社会福祉法人 嶋福祉会 | |
| | | 就労継続支援B型 | 社会福祉法人 嶋福祉会 | |

○宮城県告示第四百八十七号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号)以下、法(という)第百二十五条の六第三項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

平成二十年四月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| 加入区の名称 | 区 域 | 同意成立の届出年月日 | 発起人の住所及び氏名 | 養殖業の種類 | 区域内特定養殖業者数 |
|--------|-----|------------|------------|--------|------------|
| | | | | | |

| | | | | | |
|-----------------|---|-----------|--|--|----|
| 雄勝町雄勝区 雄勝六加入 | 平成十九年宮城告示第三百八十八号(漁業災害補償法に基づき漁業協同組合の設立に係る加入区の設定)雄勝町雄勝湾漁業協同組合の区域のうち | 平成二十年四月三日 | 石巻市雄勝町立浜字天 石巻市雄勝町立浜字天 末永雄勝良一 神永五 | 漁業災害補償法施行令(昭和二十九年政令第二百九十八号)第四十八条の四に規定するほたて貝養殖業 | 十人 |
| 雄勝町雄勝区 雄勝七加入 | 平成十九年宮城告示第三百八十八号(漁業災害補償法に基づき漁業協同組合の設立に係る加入区の設定)雄勝町雄勝湾漁業協同組合の区域のうち | 平成二十年四月三日 | 石巻市雄勝町立浜字立 石巻市雄勝町立浜字立 濱地健太郎 菊地健太郎 石巻市雄勝町立浜字立 青木春雄 | 漁業災害補償法施行令(昭和二十九年政令第二百九十八号)第四十八条の四に規定するほたて貝養殖業 | 七人 |

○宮城県告示第四百八十八号
公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の規定により、次のとおり免許出願があった。

なお、同法第三条第一項に規定する出願書及び関係図書の縦覧は、宮城県土木部港湾課及び宮城県仙台塩釜港湾事務所で行う。

平成二十年四月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 出願年月日

平成二十年四月十五日

二 出願人の名称

宮城県

三 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

1 埋立区域

(一) 位置

宮城県仙台市宮城野区中野字高松八十番地十二、同蒲生字町八十八番地二に接する地先公有水面及び同蒲生字町八十八番地二並びに同九十七番地に接する国有海浜地に接する地先公有水面

(一) 区域

次の各地点のうち、の地点から の地点を直線で結んだ線及び の地点と の地点を結ぶ平成十九年度の秋分の満潮位(D・L+1・四八メートル)における公有水面と陸地との境界線及び の地点と の地点を直線で結ぶ平成十九年度の秋分の満潮位(D・L+1・四八メートル)における公有水面と同区蒲生字町八十八番地二並びに同九十七番地に隣接する既設防波護岸との境界線に囲まれた区域

の地点 宮城県仙台塩釜港仙台区(南防波堤外端)に設置されている仙台南防波堤灯台

(北緯三八度一五分五秒、東経一四一度二分四九秒)(以下、「基点」という。)から二六八度五八分〇六秒、一、六六九・七二メートルの地点

の地点 の地点から二四度五五分四八秒、六〇・五九メートルの地点

の地点 の地点から二二度一四分〇六秒、一三七・七一メートルの地点

の地点 の地点から二二度一四分〇六秒、一・〇〇メートルの地点

の地点 の地点から二二度一四分〇六秒、五・五九メートルの地点

の地点 の地点から二七六度〇八分三一秒、一一三・六二メートルの地点

の地点 の地点から三二二度〇八分三一秒、一・〇〇メートルの地点

の地点 の地点から二七六度〇八分三一秒、一四八・〇七メートルの地点

の地点 の地点から六五度四九分四六秒、三八三・七一メートルの地点

(二) 面積

二九、三三二・七〇平方メートル

2 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置

宮城県仙台市宮城野区中野字高松八十番地十二、同八十番地二十四、同蒲生字町八十八番地二、同八十八番地七、同九十七番地の地内並びに同中野字高松八十番地十二、同蒲生字町八十八番地二の地先公有水面及び同蒲生字町八十八番地二並びに同九十七番地に接する国有海浜地に接する地先公有水面

(二) 区域

次の各地点を順次直線で結んだ線及び(A)の地点と(B)の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

(A)の地点 基点から二六九度五六分二七秒、一、六三三・六一メートルの地点

(B)の地点 (A)の地点から一七五度二七分一三秒、三八・九三メートルの地点

(C)の地点 (B)の地点から二一九度五九分〇四秒、二六七・四三メートルの地点

- ①の地点
- ②の地点
- ③の地点
- ④の地点
- ⑤の地点
- ⑥の地点
- ⑦の地点
- ⑧の地点
- ⑨の地点
- ⑩の地点
- ⑪の地点
- ⑫の地点
- ⑬の地点
- ⑭の地点
- ⑮の地点
- ⑯の地点
- ⑰の地点
- ⑱の地点
- ⑲の地点
- ⑳の地点
- ㉑の地点
- ㉒の地点
- ㉓の地点
- ㉔の地点
- ㉕の地点
- ㉖の地点
- ㉗の地点
- ㉘の地点
- ㉙の地点
- ㉚の地点
- ㉛の地点
- ㉜の地点
- ㉝の地点
- ㉞の地点
- ㉟の地点
- ㊱の地点
- ㊲の地点
- ㊳の地点
- ㊴の地点
- ㊵の地点
- ㊶の地点
- ㊷の地点
- ㊸の地点
- ㊹の地点
- ㊺の地点
- ㊻の地点
- ㊼の地点
- ㊽の地点
- ㊾の地点
- ㊿の地点

三 面積
一一一、三四六・六〇平方メートル

四 埋立地の用途
ふ頭用地（護岸用地含む）

五 縦覧期間
平成二十年四月二十二日から平成二十年五月十二日まで

○宮城県告示第四百八十九号
県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十年四月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩
県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程の一部を改正する告示
県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程（昭和三十九年宮城県告示第百九十四号）の一部を次のように改正する。
別表第三第一号の表古川信用組合の項中

| | | |
|------|-----------------------------|------|
| 吉岡支店 | 黒川郡大和町吉岡字上町二十五番地 | 吉岡支店 |
| 吉岡支店 | 黒川郡大和町吉岡字高田東二十九 二街区一・一画地 | 吉岡支店 |

を
に改める。

附 則

この告示は、平成二十年四月二十二日から施行し、改正後の県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程の規定は、同年四月二十一日から適用する。

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。
平成二十年四月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 宮城県庶務業務支援システムに係る保守・運用等業務一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 企画部情報システム課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 平成二十年三月二十四日
- 四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 e.niwa:庶務業務支援システムサポート企業連合（代表構成員）富士通株式会社 東北営業本部 仙台市青葉区一番町二丁目三番二十二号
- 五 落札金額 一億四千七百七十五万円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 平成二十年二月八日

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、平成二十年四月十一日その工事を完了した。
平成二十年四月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称 多賀城市町前三丁目八十番一
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称） 大阪府北区堂島浜一丁目四番四号 M I D 都市開発株式会社

副 査 報 告

○宮城県監査委員告示第2号
 地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第91項の規定により報告した定期監査結果について、宮城県知事から同条第121項の規定により下記の措置を講じた旨の通知があったので、同条同項の規定に基づき公表する。

平成20年4月22日

宮城県監査委員 嶋 山 和 純
 宮城県監査委員 袋 正
 宮城県監査委員 遊 佐 勤左衛門
 宮城県監査委員 谷 地 森 涼 子

1 監査委員の報告日
 平成20年2月15日

2 通知のあった日

平成20年3月26日

3 監査委員の報告内容及び措置の内容

(1) 大河原県税事務所

ア 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力はみられるが、なお収入未済があったので、さらに適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

・平成18年度収入未済額

現年度分 210,785,256円

過年度分 348,437,565円

合 計 559,222,821円

・平成17年度収入未済額

現年度分 130,439,669円

過年度分 357,134,056円

合 計 487,573,725円

イ 措置の内容

自動車税の徴収対策について、収入未済額の大幅な縮減と収入率向上を目指して、預貯金等

の債権差押や捜索による動産差押を積極的に行うなど、差押に重点を置いた滞納整理を実施する。また、収入未済額に占める割合が最も大きい個人県民税について、住民税徴収対策会議の開催、共同催告・共同徴収等の実施のほか、地方税法第48条による直接徴収や同法第20条の4の徴収囑託を実施する。

(2) 仙台南県税事務所

ア 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力はみられるが、なお収入未済があったので、さらに適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

・平成18年度収入未済額

現年度分 200,087,826円

過年度分 484,981,983円

合 計 685,069,809円

・平成17年度収入未済額

現年度分 244,425,344円

過年度分 501,850,671円

合 計 746,276,015円

イ 措置の内容

「平成19年度県税事務実施計画」に基づき、滞納整理の早期着手と事案に即した滞納整理に努め、全所体制での自動車税集中滞納整理、預貯金等の債権差押、差押動産のインターネット公売等を実施するとともに、休日、夜間納税相談窓口を開設し、税収の確保と滞納額縮減を図った。

(3) 栗原県税事務所

ア 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力はみられるが、なお収入未済があったので、さらに適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

・平成18年度収入未済額

現年度分 32,448,402円

過年度分 100,968,525円

合 計 133,416,927円

| | |
|---|--|
| <p>・平成17年度収入未済額</p> <p>現年度分 35,732,309円</p> <p>過年度分 110,231,663円</p> <p>合 計 145,963,972円</p> <p>イ 措置の内容</p> <p>宮城県徴収確保対策3カ年計画に基づき、組織的に進行管理を行い早期の電話催促や財産差押等を実施するなど効率的・効果的な滞納整理を進め、収入未済額の縮減に努めている。</p> <p>また、個人県民税については、住民税徴収対策会議を開催し各種徴収支援を実施している。</p> <p>(4) 登米県税事務所</p> <p>ア 監査委員の報告の内容</p> <p>県税において、収入未済を解消する努力はみられるが、なお収入未済があったので、さらに適切な徴収対策を講じ、徴収の確保に努められたい。</p> <p>(内容)</p> <p>・平成18年度収入未済額</p> <p>現年度分 47,106,754円</p> <p>過年度分 113,437,913円</p> <p>合 計 160,544,667円</p> <p>・平成17年度収入未済額</p> <p>現年度分 51,013,504円</p> <p>過年度分 115,015,505円</p> <p>合 計 166,029,009円</p> <p>イ 措置の内容</p> <p>平成19年度県税滞納縮減対策目標・事業計画及び平成19年度県税事務実施計画に基づき、滞納案件に即した適切な預貯金・給与・電話加入権・不動産等の差押えなどを積極的に実施し、徴収の確保と収入未済額の縮減を図っていく。</p> <p>(5) 気仙沼県税事務所</p> <p>ア 監査委員の報告の内容</p> <p>県税において、収入未済を解消する努力はみられるが、なお収入未済があったので、さらに適切な徴収対策を講じ、徴収の確保に努められたい。</p> <p>(内容)</p> <p>・平成18年度収入未済額</p> | <p>現年度分 50,299,145円</p> <p>過年度分 160,891,162円</p> <p>合 計 211,190,307円</p> <p>・平成17年度収入未済額</p> <p>現年度分 61,603,445円</p> <p>過年度分 159,289,126円</p> <p>合 計 220,892,571円</p> <p>イ 措置の内容</p> <p>収入未済額の大半を占める個人県民税・自動車税の徴収を強化するため、個人県民税については、管内市町と協力し地方税法第48条による直接徴収や共同催告・徴収を実施する。</p> <p>また、自動車税については、捜索による動産等の差押えやタイヤロックを活用した車両差押えを実施する。</p> <p>(6) 大崎地方振興事務所</p> <p>ア 監査委員の報告の内容</p> <p>補助金において、不正受給等が認められたので、実績確認を徹底するなど、今後再発しないよう対策を講じられたい。</p> <p>(内容)</p> <p>市町村振興総合補助金について、平成17年度に作成したはずの「交流パンフレット」が作成されていないことが発覚したため、立入検査を実施したところ、補助対象事業である「なんごう食と農の散策路(アグリロード)事業」の一部事業は未実施であり、市町村振興総合補助金を不正受給していたことが判明したものの。</p> <p>・間接補助事業名 平成17年度市町村振興総合補助金</p> <p>・間接補助事業者 なんごう食と農の散策路推進会議</p> <p>・間接補助金額 1,000,000円</p> <p>・返還対象額 373,000円</p> <p>イ 措置の内容</p> <p>平成17年度市町村振興総合補助金の不適正執行発覚後、美里町に対し、補助金返還とともに再発防止策の提出を求め、その防止策に基づき、適正な事務処理が行われているか事後確認を行った。</p> <p>また、管内市町等に対し、補助金の適正な執行について通知するとともに、直接訪問し説明すること周知徹底も図っている。管内の県地方機関においても、市町村総合補助金の事業を</p> |
|---|--|

直接担当している保健福祉事務所及び当所各部に対して、適切な執行管理と厳正な確認調査の実施の徹底を周知し、内部でのチェック体制を強化している。

市町村振興総合補助金は、市町村の自主性・自立性を促進するとともに、事務手続きの簡素化・効率化を狙いとしているが、確認項目の明確化や間接補助に係る確認方法の見直しなど、より適切な調査方法の確立に向け、主務課である地域振興課において改正に向けた検討を行っている。

(7) 佐沼警察署

ア 監査委員の報告の内容

工事により撤去したエアコンの処分について、関係法令（特定家庭用機器再商品化法）に基づき適正に処分されたかどうか確認していないことが認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。

(内容)

・ 工事名 当直仮眠室エアコン交換工事

・ 契約額 378,000円

・ 工期 平成18年7月25日～平成18年8月4日

イ 措置の内容

廃家電製品等の廃棄処分の確認については、関係法令に則ってマニフェスト制度による処分確認を徹底するなど、再発防止に努めることとした。